

京都大学全学アカウント利用者パスワードガイドライン

令和4年3月9日
情報環境機構長裁定制定

1. 目的

本ガイドラインは、京都大学全学情報システム利用規則第8条第3号に基づき、全学アカウントを利用する際のパスワードに関し、利用者等があらかじめ理解しておくべき事項を示すことを目的とする。

2. パスワードに係る全般的な注意事項

2.1 初期パスワードの変更

利用者等は、アカウントが発行されたら直ちに初期パスワードを自己のものに変更すること。

2.2 パスワードに使用する文字列

利用者等が設定するパスワード文字列は、以下の条件を全て満足するものでなければならない。

- ・最低12文字以上の長さを持つ。
- ・以下ア)～ウ)の英数字集合から各最低1文字以上を含み、エ)を加えても良い。
 - ア) 英大文字 (A～Z)
 - イ) 英小文字 (a～z)
 - ウ) 数字 (0～9)
 - エ) 記号 (例えば “@”、“!”、“#”、“%” 等、別途情報環境機構が利用可能と指定するもの)

また、以下の文字列は容易に推察可能であるため、パスワードとして設定してはならない。

- a) 利用者等のアカウント情報から容易に推測できる文字列 (名前、ユーザ ID 等)
- b) 上記 a) を複数並べたもの、又は a) に数字や記号を追加したもの
- c) 辞書の見出し語
- d) 著名人の名前等固有名詞
- e) 単にキーボード配列を引き写した文字列 (qwerty123456 など)
- f) 同じ文字列の繰り返し (abcabc123123 など)

2.3 パスワードの変更

利用者等は、情報環境機構長から定期的なパスワードの変更の指示を受けた場合は、定期的にパスワードを変更しなければならない。また、パスワードを直ちに変更するよう指示を受けた場合には、直ちにパスワードを変更しなければならない。変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。

2.4 パスワードの管理

利用者等は、自己のパスワードを厳重に管理しなければならない。利用者等は、他の者にパスワードを教えたり、不注意でパスワードが他の者に知られたりしてしまうことがないように最大限の注意を払わなければならない。

2.5 パスワードの使い回しの禁止

利用者等は、他の情報システムにおいて自己が管理するアカウントのパスワードとして既に使用している文字列を、全学アカウントのパスワードに設定してはならない。また、全学アカウントのパスワードに設定した文字列を、自己が管理する他のアカウントのパスワードに設定してはならない。

3. パスワードに関する各種手続

3.1 パスワードを失念した場合

利用者等は、パスワードを忘れた場合には、所定の手続により、情報環境機構に対してパスワードのリセットを申請しなければならない。パスワードのリセットを受けた場合には、直ちに新しいパスワードに変更すること。

3.2 パスワードの事故の報告

利用者等は、アカウントを他者に使用された場合又はそのおそれが生じた場合、直ちに情報環境機構長にその旨を報告しなければならない。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和4年3月9日から施行する。
- 2 京都大学全学情報システム利用者パスワードガイドライン（平成22年1月12日情報環境機構長裁定）は、廃止する。